

消 防 参 第 194 号
令和 8 年 10 月 9 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する
省令等の公布等について

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 116 号。以下「改正省令」という。）、「救助活動に関する基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 16 号。以下「改正告示」という。）及び消防救助操法の基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 17 号。以下「改正操法」という。）が令和 8 年 10 月 9 日に公布されました。

今回の改正は、「令和 7 年度救助技術の高度化等検討会報告書」を踏まえ、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号。以下「省令」という。）、「救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号。以下「告示」という。）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号。以下「操法」という。）について、所要の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

- 1 省令別表第一への「都市型ロープレスキュー器具一式※」の追加（省令第 2 条及び第 4 条から第 7 条関係）

都市型ロープレスキュー器具一式は、従来のロープ、カラビナ及び滑車等

と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加
- ・ 隊員保護用器具の「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更

2 省令別表第二の「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」の削除（省令第4条から第6条関係）

「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については、別表第一の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「登山器具一式」に含まれることから、それぞれ削除する。

第二 改正告示に関する事項

第一で規定した救助器具について、告示別表において規定し、「都市型ロープレスキュー器具一式※」について、必要個数を「五」とする。

第三 改正操法に関する事項

操法第二編消防救助基本操法に「第十六章の二」を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定めるほか、所要の文言整理を行う。

第四 施行期日に関する事項

令和9年4月1日としたこと（改正省令附則、改正告示及び改正操法附則関係）。

（連絡先）

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付

担当：大月参事官補佐、田中救助係長

TEL：03—5253—7507（直通）

FAX：03—5253—7576